



55 歳で昇給停止？

平成 25 年 (2013 年) 1 月 1 日以降に退職すると

＜退職金が下がる？＞

将来的には現行から 17% の減額？！

大学法人側は、平成 24 年 8 月 7 日の閣議決定内容を組合側に提示した。この案件については、現時点で、当大学法人の方針についての具体案は何一つ示されてはいないものの、9 月以降年内にかけて、大きな一つの争点となることは間違いない。

閣議決定によると、官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている調整率を、退職理由や勤続年数如何に関わらず、全ての退職者に対して引き下げる方針だ。平成 16 年以降今日まで、その調整率は 104/100 とされていたが、(1)平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の退職者に対する調整率は 98/100、現行からすると約 6% の減額になる。(2)平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の退職者では 92/100 (約 12% の減額)、(3)平成 26 年 7 月 1 日以降の退職者では 87/100 (約 17% の減額)、とそれぞれその減額幅は少ない。このような措置を講じることで、退職金の官民較差 (平均 402.6 万円) を解消するのが狙いだという。また、「独立行政法人の役職員についてもこれに準じて必要な措置を講じるように要請する」とも記されている。

およそ半年後の定年を迎えた方たちにとって、1 月 1 日以降に退職すると約 6% 退職金が削減されるというのは、極めて理不尽である。特に教員の場合、定年が 1 年延長されたという特殊事情もある。平成 25 年 3 月 31 日に退職される教員の方の退職金が、本当に 6% 減額されるなら、平成 25 年 1 月以降働くと、平成 24 年 12 月退職者より総収入が減ってしまうという不条理な現象さえ生じる可能性が考えられる。そのような状況で、定年直前の時期にルールを変えることが許されるのか、という根本的な問題を含めて、上記の通達を受けた京都工芸繊維大学法人はどのように振舞うのか・・・については、留意しておく必要がある。

また、給与勧告に記されているのが 50 歳台後半層における給与水準上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しだ。給与法改正による「55 歳以上の職員の昇給停止」(標準の勤務成績における)、人事院規則改正による「高位号俸から昇格した場合の俸給月額増加額の縮減」などが盛り込まれている。

独立行政法人とはいえ、ことごとく国家公務員の給与体系に右へならえの現状を考えると、今後どのようなことが労使協議の対象となるかは明らかだ。今回の特例措置に係る交渉で見えてきたように、給与削減に対しては非常に前向きで積極的にみえる当大学法人。職員組合としてその動向を監視する必要性は高まる一方である。

(参考資料) ご参考までに、退職手当と公的年金に関して、組合と法人の間で交わされた Q & A を付記します。

質問 1. 退職手当について

本来であれば、来年 3 月に退職予定の方が退職時期を早めた（もしくは早めていた）場合、どのようになるのか。以下の 3 つのケースについてお答えいただきたい。

ケース A： 2012 年 3 月 31 日に退職していた場合。

ケース B： 2012 年 12 月 31 日に退職した場合。

ケース C： 2013 年 3 月 31 日に退職した場合（6%減がない前提で）。

回答 1. 退職手当について

ケース A, B について

勤続年数に応じ支給率が積み上げられる。在職年数により定年扱いで計算される場合がある。
(退職手当規則第 7 条、第 8 条)

ケース C について

2013 年 3 月 31 日に退職した場合（6%減がない前提で）。

勤続年数が 11 年以上の場合は、定年扱いで勤続年数に応じ支給率が積み上げられる。
(退職手当規則第 7 条、第 8 条)

質問 2. 公的年金に関して

上記ケース B： 2012 年 12 月 31 日に退職した場合について、お訊ねする。

教員では 64 歳、教員以外は 60 歳が退職年齢だと思うが、2012 年 12 月 31 日以前に退職年齢に達した方と、2013 年 1 月 1 日以降に退職年齢に達する方の年金支給開始日は、どのようになるか。

回答 2. 公的年金に関して

基本的には、受給権自体は 60 歳の誕生日以降に発生し、現職であれば支給が停止されるとお考えいただいたらよろしいと思う。(64 歳までは特別支給)

* 組合注： 共済本部に問い合わせたところ、本年中に満 64 歳になられる方が、平成 24 年 12 月末に退職した場合の年金支給開始月は、平成 25 年 2 月である。

なお、上記に示されている<国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則>の URL は、<http://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000084.htm> である。ご参照いただきたい。

上記の法人側回答ではよく分からないという方もおられることと思います。
その場合には、人事労務課職員係に直接お訊ねいただくようお願いいたします。



組合執行部からのお知らせとお願い

定期大会開催にむけて

- 1) 組合員の皆様のお手元には、現在までに、9月28日開催予定の定期大会の議案書が届いているかと思います。当日に出席のご都合がつかない場合には、できれば28日の午前までに各ブロックの代議員まで委任状をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。
- 2) 代議員の皆様は、各ブロックの執行委員と一緒に、定期大会の委任状回収とその集計をよろしくお願いいたします。

アンケート結果の公開に関して

先般実施した、学長選考会議規則、兼任手当、裁量労働制3案件に関するアンケート結果がまとまりました。組合執行部は、すべての回答内容を拝読いたしました。集計結果は、近いうちに組合ニュース72号にてお知らせしたいと考えておりますが、自由記載の中に、貴重なご意見が多々あったので、それらのご意見もできるかぎり公開させていただきたいと考えております。

もし、ご自身の意見の公開を <是とされない方>、もしくは<是とするが、内容修正を希望される方> がおられましたら、来月10月5日（金）までに、下記メールアドレス宛てに、その旨をご連絡いただくようお願いいたします。

送付先: kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp